法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。	一　［略］ 二　法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証等番号 四　［略］
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。	一　［略］ 二　初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証等番号 三　［略］
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。	一　［略］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 四　［略］
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。	一　［略］ 二　免許証等番号 三　［略］
第三十一条に規定する場合	一　［略］ 二　免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証等番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 ［四～六　略］

法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。	一　［同上］ 二　法第九十条第一項ただし書又は第二項の規定による免許の拒否を受けた者（免許を受けていたことがある者に限る。）にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号 四　［同上］
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けたとき。	一　［同上］ 二　初心運転者講習に係る免許の種類及び免許証番号 三　［同上］
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。	一　［同上］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四　［同上］
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。	一　［同上］ 二　免許証番号 三　［同上］
第三十一条に規定する場合	一　［同上］ 二　免許を現に受けている者にあつては、その免許の種類及び免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該違反行為等をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 ［四～六　同上］